

平成 22 年 1 月 21 日

各 位

株式会社 西 京 銀 行  
取締役頭取 渡邊 孝夫

債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

今般、当行の取引先である株式会社日本航空について、平成 22 年 1 月 19 日付で会社更生手続開始の申立および開始決定がなされたことに伴い、下記の通り取立不能または取立遅延のおそれが生じたのでお知らせいたします。なお、当該取引先に対する債権につきましては、担保等により全額保全されており損失は発生しない見込みであることから、平成 22 年 3 月期通期の業績予想への影響はございません

記

1. 当該取引先の概要

- ( 1 ) 商 号 株式会社日本航空
- ( 2 ) 所 在 地 東京都品川区東品川二丁目 4 番 11 号
- ( 3 ) 代表者氏名 西松 遙
- ( 4 ) 資本金の額 251,000 百万円
- ( 5 ) 事業の内容 航空運送事業

2. 当該取引先に生じた事実及びその事実が発生した年月日

平成 22 年 1 月 19 日 会社更生手続開始の申立及び開始決定（東京地方裁判所）

3. 当該取引先に対する債権の種類および金額

貸出金 500 百万円（損失発生見込額：0 円）

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

上記債権につきましては、担保等により全額保全されており損失は発生しない見込みであることから、平成 22 年 3 月期通期の業績予想への影響はございません。

以 上

本件に関するお問い合わせ  
西京銀行 経営企画本部  
企画・広報グループ（担当：山下）

0834 - 22 - 7669